

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 337

2017 3

CONTENTS

視点・論点		
建設企業とコンプライアンス	1
I. 建設企業の倒産動向	2
II. 建設関連産業の動向－防水工事業－	14



一般財団法人 **建設経済研究所**

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル8F

Tel: 03-3433-5011 Fax: 03-3433-5239

URL: [http:// www.rice.or.jp](http://www.rice.or.jp)

企業価値向上型コンプライアンス

研究理事 加藤 秀生

中央建設工事紛争審査会の特別委員である中央大学法科大学院教授の遠山信一郎教授を中心に「企業価値向上型コンプライアンス」の研究が進められている。日本におけるコンプライアンスは「法令遵守」という訳語で広まり、企業価値の毀損の予防という消極的意義で捉えることが通常である。したがって、企業価値を向上させるコンプライアンスを考える試みについては、あまり馴染みがないと思われる。

企業は法人格なので成立・存続の根拠は法律だが、企業存続の根源は、供給する財やサービスが、社会に必要とされるためである。しかし、今日の企業の存続は、それだけではなく、社会の一員としての評価の獲得を必要とする。すなわち、まず法令に従うことは当然であって、倫理、モラル、公正感などといった社会秩序への適合が要求される。こうした考え方でコンプライアンスの守備範囲が広がってきたように思う。

企業が活動領域を拡げていくほど、より多様で複雑な価値基準への適合が求められ、その姿勢を継続することによって、社会からのリスペクト、市場からのステイタスを得ることができる。次第に CSR と近接して来るように思われる。かつての日本での CSR は、環境問題と社会貢献をカバーすれば概ね足りる概念だったと思うが、近年では、株主、従業員等様々なステークホルダーと社会の間での共通価値の創造の最大化と、企業の潜在的悪影響の軽減及びその手続や過程、例えば、アクセシビリティ、ダイバーシティ、コーポレートガバナンス等々、企業のサステナビリティそのものを意味するような概念であるという。そうした点からは、現在いくつかの大きな問題がある。

一つは、内閣の重要課題である働き方改革である。コンビニ、宅配、外食産業と様々な業種で人手不足に関する報道が頻繁にされている。昨年6月には、違法な長時間労働の背景に下請叩きのおそれがある事案については、労基署から公正取引委員会等に通報する制度が整えられている。働き方については、まさに議論の最中であるが、長時間労働に限らず、今後とも注視が欠かせ

ない問題になるだろう。

また、一つは、地球温暖化問題である。新しい国際枠組みであるパリ協定が昨年 11 月に発効した。日本の温暖化ガス削減目標は、2030 年/2013 年比で▲26%だが、資源エネルギー庁によれば、一定の経済成長(1.7%)を遂げての目標達成のためには、石油危機後並みのエネルギー効率改善が必要になるとのことである。民生部門のエネルギー起源 CO2の削減目安は約 4 割と厳しいが、建築物・住宅の省エネ化等民生分野に盛り込まれた対策は、災害時のレジリエンスを高めるほか、健康や生産性向上に有用との研究があり、今後、価値を高めていくことが期待される。各国が提出した目標ではパリ協定の目的に不十分との評価もあり、今後の動向には十分な注意が必要である。他にも、例えば海外進出の際の贈収賄規制の世界的な厳格化といった問題もある。

商品とサービスの供給を中核に共通価値を創造し、市場と市民社会、ステークホルダーに評価されて、企業価値を上げ安定的・永続的に発展する。遠山教授の「市場価値を向上させる」というコンセプトは、このような趣旨ではないかと考えている。

I. 建設業の倒産動向

当研究所では、「建設経済レポートNo.65」において、建設業の倒産動向を調査することにより建設業界の経営環境の改善状況の確認を行った。現在、建設投資は堅調推移にある中で、建設業の倒産件数についても減少傾向が続いている。そこで、ここでは直近における建設業の倒産動向について改めて確認していく。

(1) 倒産の分類

「倒産」という言葉は、法令上明確な定義がある用語ではない¹。「倒産」という言葉の意味について、倒産の統計データを発表している大手民間調査会社2社の定義を引用すると、株式会社東京商工リサーチでは「企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態を指す」とし、株式会社帝国データバンクでは「企業経営が行き詰まり、弁済しなければならない債務が弁済できなくなった状態」としている。ここではこの2つの定義を踏まえた上で、以下に述べる3分類に該当するものを「倒産」として扱うこととする。

「倒産」は「法律に基づいて手続されるものなのか、法によらず私的に手続されるものなのか」という軸と、「再建を目指すものなのか、清算を目指すものなのか」という2つの軸に分けることができる。また、その2つの軸を更に分類すると、図表1に示すとおり、「再建型法的手続」「清算型法的手続」「私的手続」の大きく3つに分類することができる。法的手続に従い再建を目指す「再建型法的手続」には、「会社更生」と「民事再生」という方法があり、法的手続に従い清算を目指す「清算型法的手続」には、「破産」と「特別清算」という方法がある。「私的手続」については、法で規定されているものではないため明確な区分はなく、再生を目指すしる清算を目指すしる、それらを総称して「任意整理」と呼ぶ。「任意整理」は、「銀行取引停止処分」と「内整理」に分かれる。

図表1 倒産の分類

	再建型	清算型
法的手続	<ul style="list-style-type: none"> ・会社更生※ (会社更生法) ・民事再生 (民事再生法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・破産 (破産法) ・特別清算※ (会社法)
私的手続	<ul style="list-style-type: none"> ・任意整理 銀行取引停止処分 内整理 	

※は株式会社のみ対象となる

¹ たとえば、中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年十二月五日法律第八十四号）の中では、
 一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがされること。
 二 手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされること。
 三 前二号に掲げるもののほか、過大な債務を負っていることにより事業の継続が困難となっているため債務の免除又は期限の猶予を受けることを目的とするものと認められる手続であって、その開始日を特定することができるものとして経済産業省令で定めるものがされること。
 のいずれかに該当する事態を「倒産」という、としているが、「倒産」の定義自体を規定した法律は存在しない。

図表 1 に掲げているそれぞれの手続の内容は、以下の通りである。

①会社更生（再建型法的手続）

会社更生とは、株式会社を対象とした、会社更生法に基づく企業再建を目的とした再建型の倒産処理制度をいう。この制度は、主に大企業への適用を想定しており、社会的・経済的影響力の大きい企業の組織解体を避けるために利用されることが多い。従前の経営者は経営権を失い、管財人が再建にあたる。また、担保権者に対して強い制限が課せられることもこの制度の特徴である。

②民事再生（再建型法的手続）

2000 年 4 月に施行された民事再生法を根拠法とした再建型の倒産処理制度をいう。これ以前には和議（和議法）という制度が存在していたが、利用しにくく実効性も低かったため、より利用しやすい制度として制定されたものである。民事再生の最大の特徴は、債務者自身が引き続き事業の再生を担うことができることであり、倒産企業といえども経営陣の刷新が必須ではない。一般に中小企業でも利用しやすい制度であると言われる。

③破産（清算型法的手続）

自然人と法人の双方に適用可能な制度であり、支払不能又は債務超過にある債務者等の財産の適正かつ公平な清算を目的としている。裁判所の監督下、破産管財人が、債務者の総財産（個人の場合には自由財産を除く。）を換価し、配当を通して債権者に公平に分配する。2005 年 1 月に、手続の簡素化・合理化・迅速化を図るための改正が行われた。

④特別清算（清算型法的手続）

株式会社を対象とした、会社法を根拠法とした清算型の倒産処理制度のことである。解散して清算中の株式会社が債務超過の疑いがある場合に、清算人が裁判所の監督のもとに清算手続を行う。破産に比べ、簡易・迅速な処理が可能となるが、利用するためには債権者集会への出席債権者の過半数かつ総債権額の 3 分の 2 以上にあたる債権者の同意が必要となる。

⑤任意整理（私的手続）

法律の規定によらず、債権者と債務者が裁判外で協議して財産関係を処理するもの。「銀行取引停止処分」（6 カ月以内に 2 回の不渡りを出した場合に、処分日から起算して 2 年間に亘って同一手形交換所に加盟しているすべての金融機関から、当座取引を開設して手形・小切手を振り出すことも、貸付による借入金もできなくなること）を契機とする場合と、それ以外で支払不能または債務超過に陥って任意整理を行う場合（「内整理」と呼ばれる）に分かれる。

(2) 建設業の倒産に関する分析

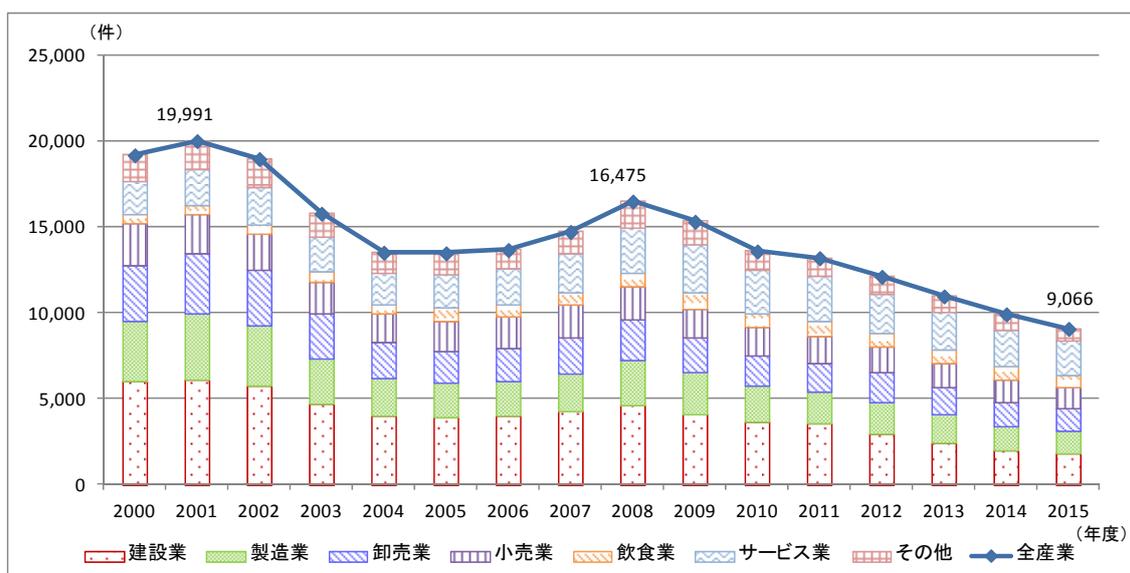
①近年の倒産件数の推移

まず、全産業及び産業別に見た倒産動向を見る。図表2は主な産業別に見た倒産件数の推移を示したものである。全国における企業の倒産件数は2001年度には約2万件近くあったものの、その後は減少傾向にあった。2008年9月に発生したリーマンショックの影響から2008年度の倒産件数は約1.6万件まで増加したが、2009年度には減少に転じ、その後7年連続で減少傾向が続き、2015年度にはピーク時の半分以上となる9,066件まで減少している。

産業別に比較すると、2000年度以降一貫して高水準であった建設業の倒産件数は、直近のピークであった2008年度の4,596件から2015年度には1,744件にまで減少（図表3参照）し、倒産比率²も27.8%から19.2%に低下している。2008年度からの倒産件数の減少率は全産業の40%に対して建設業は62%となっており、全産業の中でも減少率は最も高くなっている。

建設業の倒産件数・倒産比率が高い背景として、財務省が発表している「法人企業統計調査」によれば、全産業に占める建設企業数の割合が1/6と高いことが挙げられる。また、建設業では中小零細企業の割合が高いこと、事業規模に比して固定資産の保有が少なく資金に窮した場合の対応力に乏しいこと、下請企業は連鎖倒産の可能性が高いことなど様々な特性が要因として考えられる。以下では建設業の倒産動向を定量的に見ていきながら、その特徴を明らかにしていくことにする。

図表2 全産業・産業別の倒産件数



(出典) 企業共済協会「企業倒産調査年報」を基に当研究所で作成

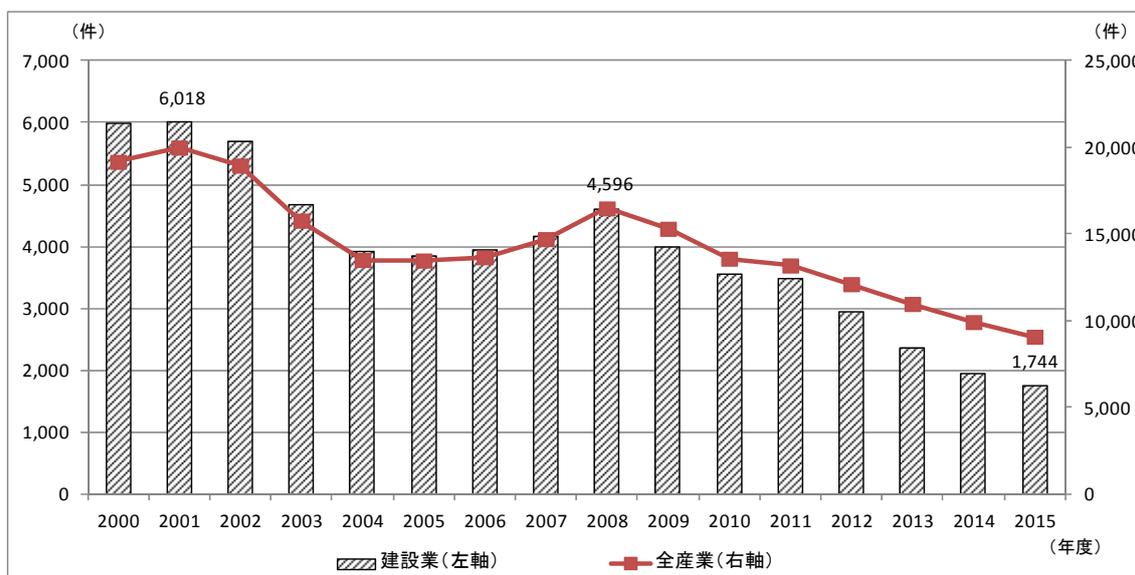
² 全産業の倒産件数に占める建設業の割合。

②倒産件数と倒産確率の推移

図表 3 は建設業の倒産件数と全産業の倒産件数を表したものである。2000 年度以降の建設業の倒産は 2001 年度をピークに、2002 年度以降は景気回復に伴って減少傾向にあった。2005 年度からは増加に転じ、リーマンショックが発生した 2008 年度には 4,596 件となったものの、緊急保証制度の導入や中小企業金融円滑化法の施行、また、震災からの復旧・復興需要や、経済対策としての公共投資の増加、堅調な民間建設投資にも支えられ、建設業の倒産件数は 7 期連続で減少となっている。2015 年度は 1,744 件と直近のピークである 2008 年度の 37.9% にまで減少し、近年では最低水準となっている。

図表 4 は建設業の倒産確率³を表したものであるが、倒産件数と同様に倒産確率についても低下傾向にあり、2015 年度の倒産確率は 2008 年度（0.90%）の 1/2 以下の 0.37% と、こちらも近年では最低水準となっている。

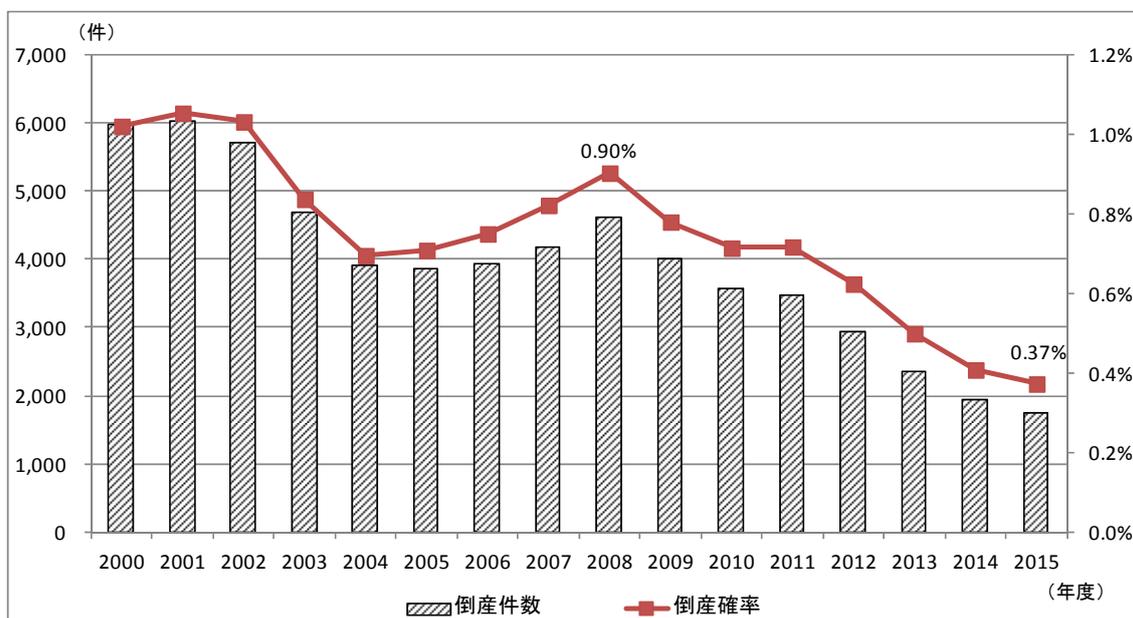
図表 3 建設業の倒産件数



(出典) 企業共済協会「企業倒産調査年報」を基に当研究所で作成

³ 「倒産件数÷企業数」にて算出。企業数については、国土交通省 土地・建設産業局 建設業課が発表している「建設業許可業者数調査」を用いている。

図表 4 建設業の倒産確率



(出典) 企業共済協会「企業倒産調査年報」、国土交通省「建設業許可業者数調査」を基に当研究所で作成

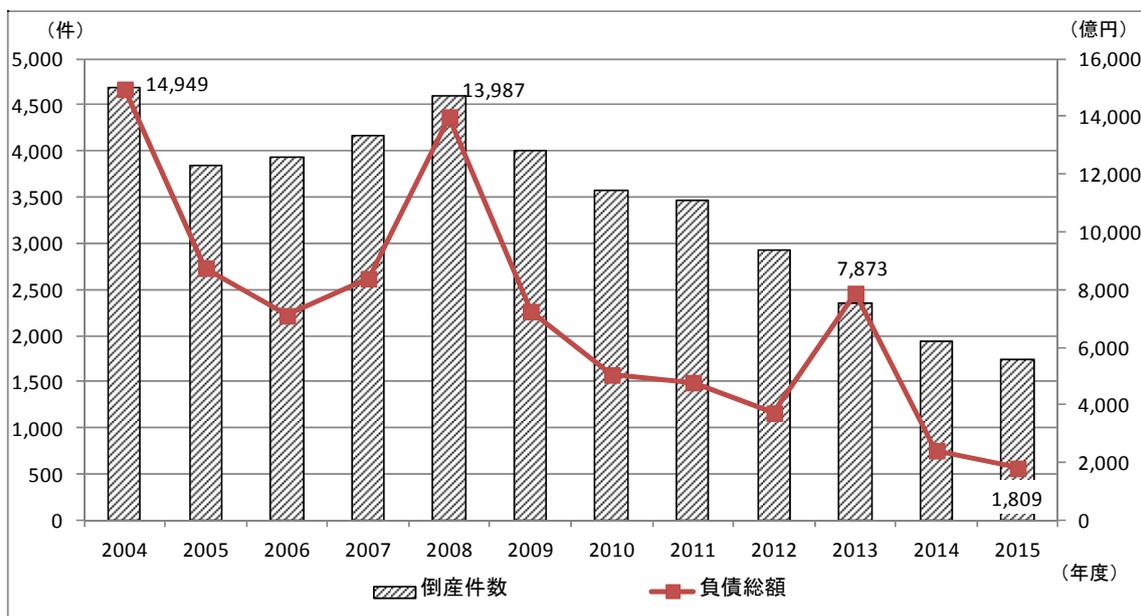
③負債総額の推移

図表 5 は建設業の倒産件数と負債総額を表したものである。リーマンショックの影響等から大型倒産が相次いだ 2008 年度以降、負債総額は倒産件数と同様に減少傾向にある。2013 年度には負債総額 5,000 億円以上の超大型倒産が発生した影響から一時的に増加しているものの、2015 年度の負債総額は約 1,809 億円と依然減少傾向は続いている。

2015 年度の倒産件数は 2008 年度比で 37.9%に低下したが、負債総額は同年度比 12.9%にまで低下しており、1 件当たりの負債額についても 2008 年度の約 35%に減少している。建設業では個人・資本金 1,000 万円未満の倒産件数の全体に占める割合が高まっている⁴ことから、小規模な倒産の割合が高まったことが要因と考えられる。

⁴ 後記 (3) ②の資本金規模別の倒産動向を参照。

図表 5 建設業の倒産件数と負債総額



(出典) 企業共済協会「企業倒産調査年報」を基に当研究所で作成

④業種別の倒産推移

図表 6 は建設業の倒産件数の推移を業種別に表したものである。なお、業種の分類については「日本標準産業分類」を基準としている。

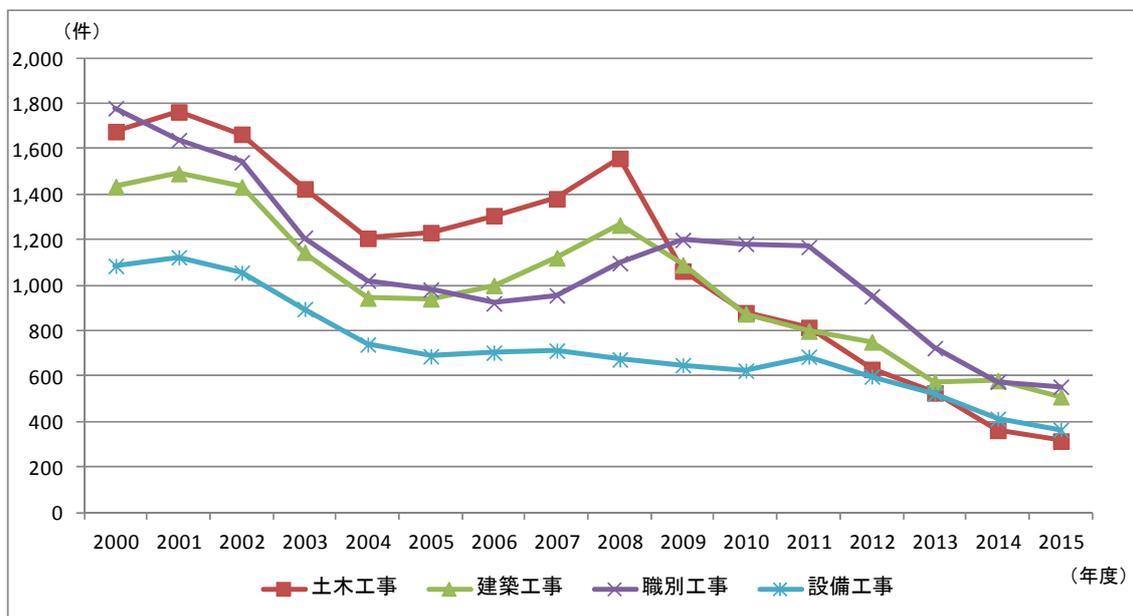
建設業全体での倒産件数は 2008 年度をピークに一貫して減少し、2015 年度までの減少率は 62%に達していたが、業種別倒産推移において各業種とも減少傾向にあることが分かる。

特に土木工事では 2004 年度から 2008 年度までに約 30%増加した後、2015 年度には 2008 年度比で 20.2%の水準にまで大きく減少している。建築工事も土木工事とほぼ同様の傾向にあり、2015 年度には 2008 年度比で 40.3%にまで減少している。

一方、職別工事は 2008 年度以降も増加ないし横ばいで推移していたが、2011 年度に減少傾向に転じ、2014 年度の倒産件数は 2008 年度比で 52%となっている。また、設備工事は 2008 年度以降も横ばいで推移していたが、2012 年度から減少傾向に転じており、2015 年度は 2008 年度比で 54.2%となっている。

職別工事や設備工事の倒産件数の減少は土木工事や建築工事と比較すると遅れており、また、減少率は低い水準にとどまっている。その要因として、土木工事・建築工事では建設投資額の変動やそれに伴う収益環境の変化が早い時期に、また顕著に影響が及ぶのに対し、専門工事業として下請けに入ることの多い職別工事や設備工事ではそうした影響が遅れて表面化してくるのではないかと推察される。

図表 6 建設業の業種別倒産件数



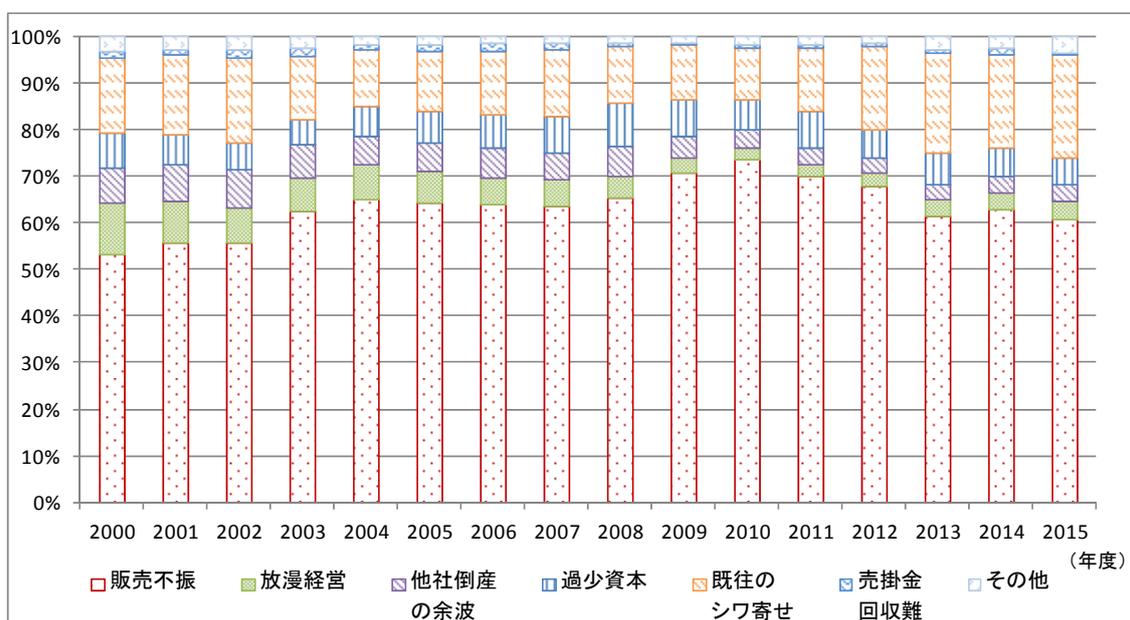
(出典) 企業共済協会「企業倒産調査年報」を基に当研究所で作成

(3) 建設業の倒産原因に関する分析

①原因別に見た建設業の倒産動向

図表 7 は建設業の倒産原因の内訳推移を表したものである。これを見ると、建設業の倒産原因の大半が「販売不振」や「既往のシワ寄せ」であることが分かる。また、2000年度には「販売不振」が全体の53.0%、「既往のシワ寄せ」が16.0%であったのに対し、2015年度には「販売不振」が全体の60.5%、「既往のシワ寄せ」が22.0%まで増加している。建設業の倒産そのものは減少傾向にある中で、その倒産原因が「販売不振」や「既往のシワ寄せ」となっていることから、特に近年ではやはり工事量の増減が建設業の倒産に与える影響が大きいことが推測される。

図表 7 建設業の倒産原因の推移



(出典) 企業共済協会「企業倒産調査年報」を基に当研究所で作成

図表 8 は建設業の倒産件数と名目建設投資額の推移を表したものである。倒産件数と建設投資額の推移を見ると、2008年度のリーマンショックの影響による倒産の増加を除くと、2011年度までは建設投資額の減少に伴い倒産件数が増加するという顕著な傾向は認められないが、2012年度以降は建設投資額の増加に伴い倒産件数が減少していることが分かる。

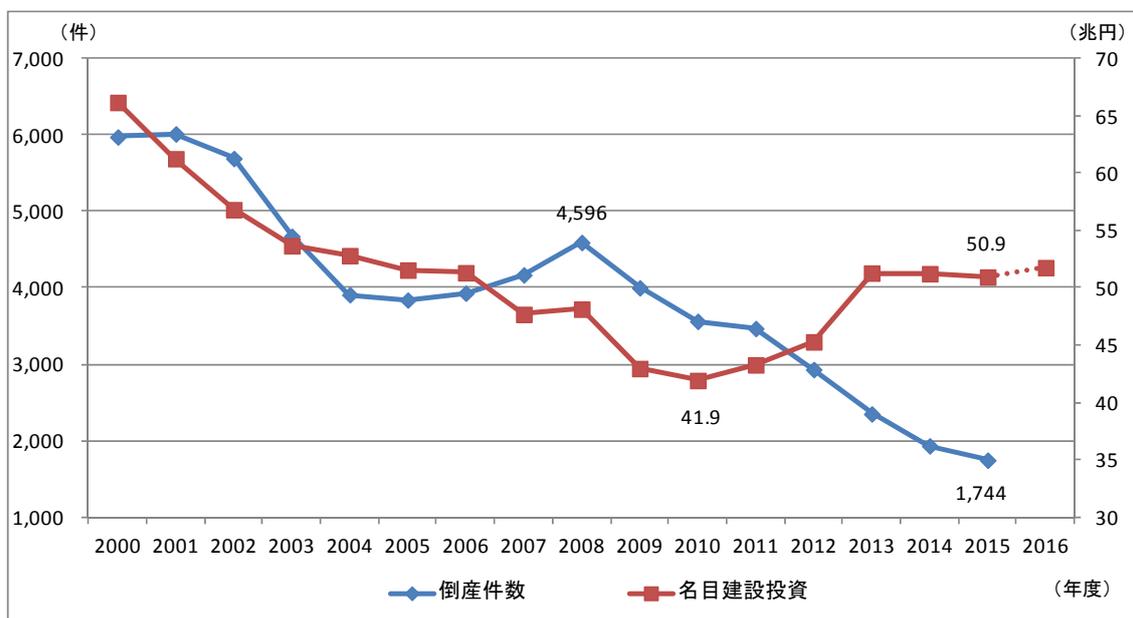
一方、図表 9 は建設業の倒産件数と売上高経常利益率⁵の推移を表したものであるが、利益率の低下局面では倒産件数は増加傾向となり、利益率の上昇局面では倒産件数が減少傾向となるなど、建設業の倒産件数と利益率との間には相関関係が認めることができる。

以上から、建設業の倒産原因として 6割が「販売不振」となっているが、建設投資額の増減による影響も受けてはいるものの、利益率変動がより強く影響していると推測される。

建設投資額は社会・経済環境等により変動することを前提に、そうした変動にも耐えられる経営基盤の強化・改善を早急に進めなければ、再び倒産件数が増加に転じる可能性は否定できない。

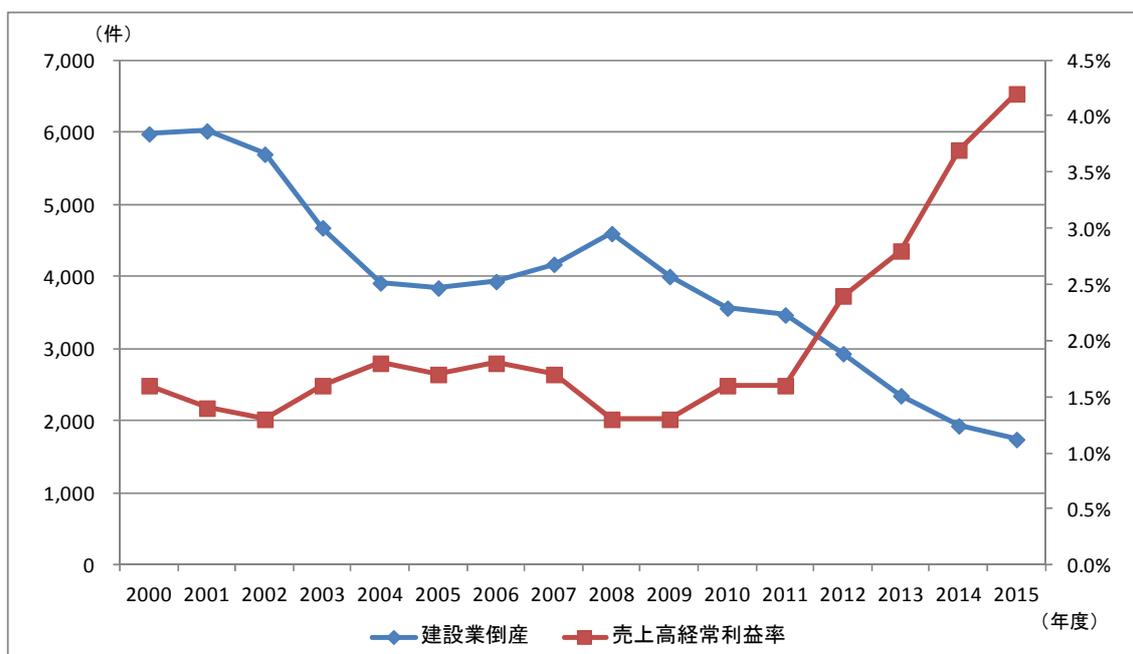
⁵ 売上高に対してどれだけ経常利益を上げたかを見るもの。算出式は「経常利益÷売上高×100」。

図表 8 建設業の倒産件数と名目建設投資額の推移



(出典) 建設業倒産件数は企業共済協会「企業倒産調査年報」、名目建設投資は2014年度までは国土交通省「平成26年度建設投資見通し」、2015・16年度は当研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し(2017年1月推計)」による。

図表 9 建設業の倒産件数と売上高経常利益率の推移

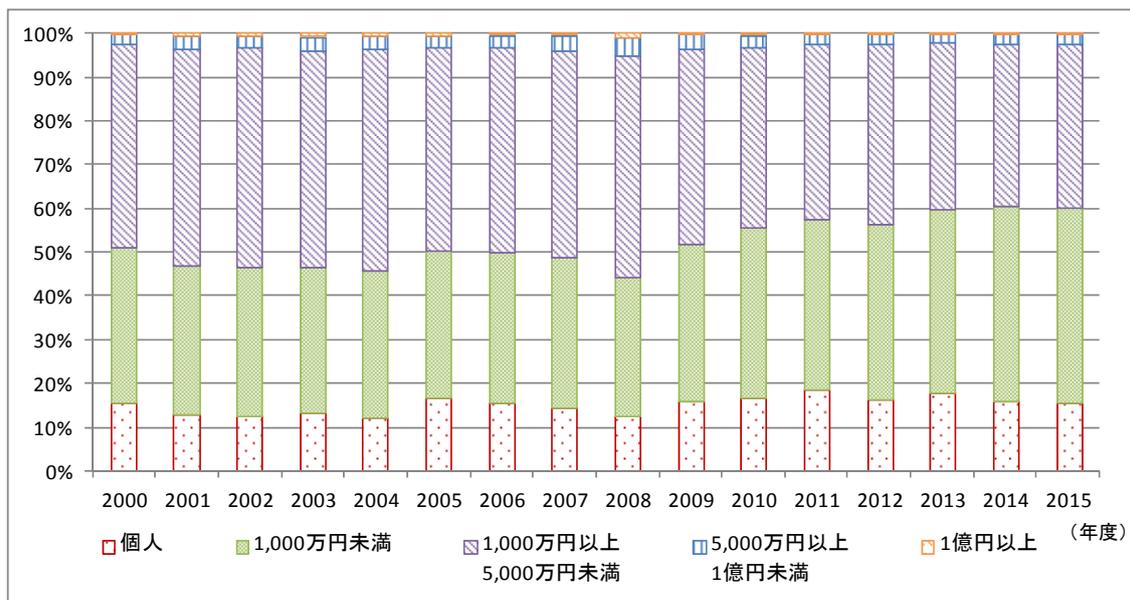


(出典) 建設業倒産は企業共済協会「企業倒産調査年報」、売上高経常利益率は財務省「年次法人企業統計調査」を基に当研究所で作成

②資本金規模別と営業年数別から見た建設業の倒産動向

図表 10 は建設業の資本金規模別の倒産割合の推移を表したものである。これを見ると、2000 年度以降一貫して資本金 5,000 万円未満の企業倒産割合が 95%以上を占めており、また、個人・資本金 1,000 万円未満の倒産割合は 2008 年度の 44%から 2015 年度には 60.1%にまで上昇し、小規模な資本金階層の割合が高まってきている。

図表 10 資本金規模別倒産推移

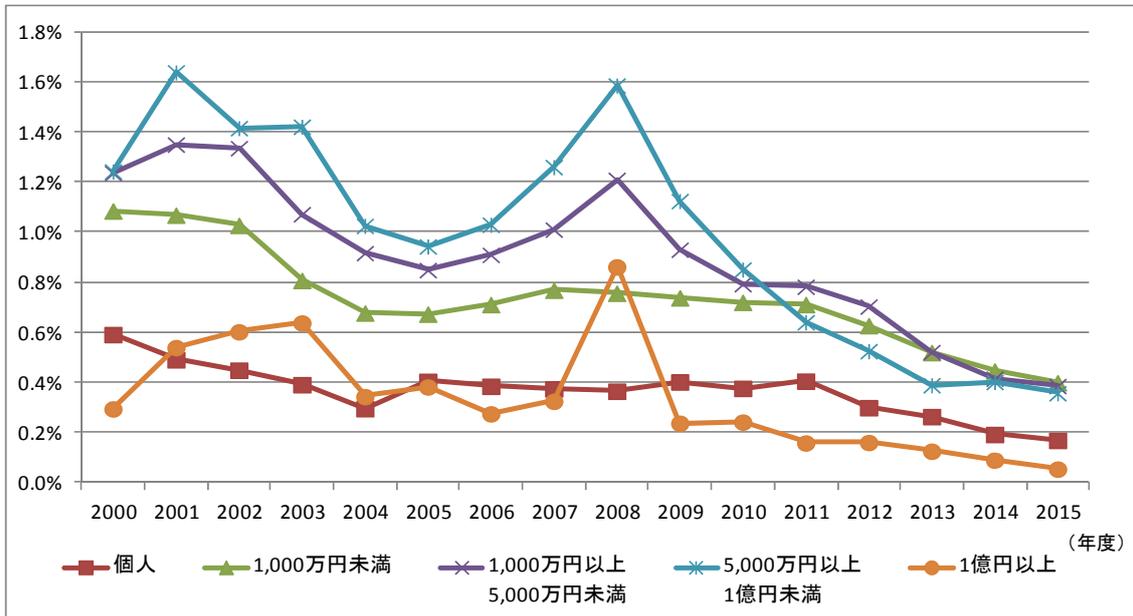


(出典) 企業共済協会「企業倒産調査年報」を基に当研究所で作成

続いて、図表 11 は資本金規模別の倒産確率を表したものである。2008 年度頃までは資本金額 1,000 万円から 1 億円までの中小規模階層での倒産確率が高かったが、その後倒産件数の減少とともに倒産確率も低下し、2015 年度では各階層とも 0.5%以下となっている。また最近 10 年間でみると、個人の倒産確率の変動幅は 0.7%~0.2%、資本金 1,000 万円未満では 0.8%~0.4%と資本金 1,000 万円以上の他の資本金階層と比較するとその変動幅は限定的であり、小規模な資本金階層では建設投資額等の変動による影響は小さいものと推測される。

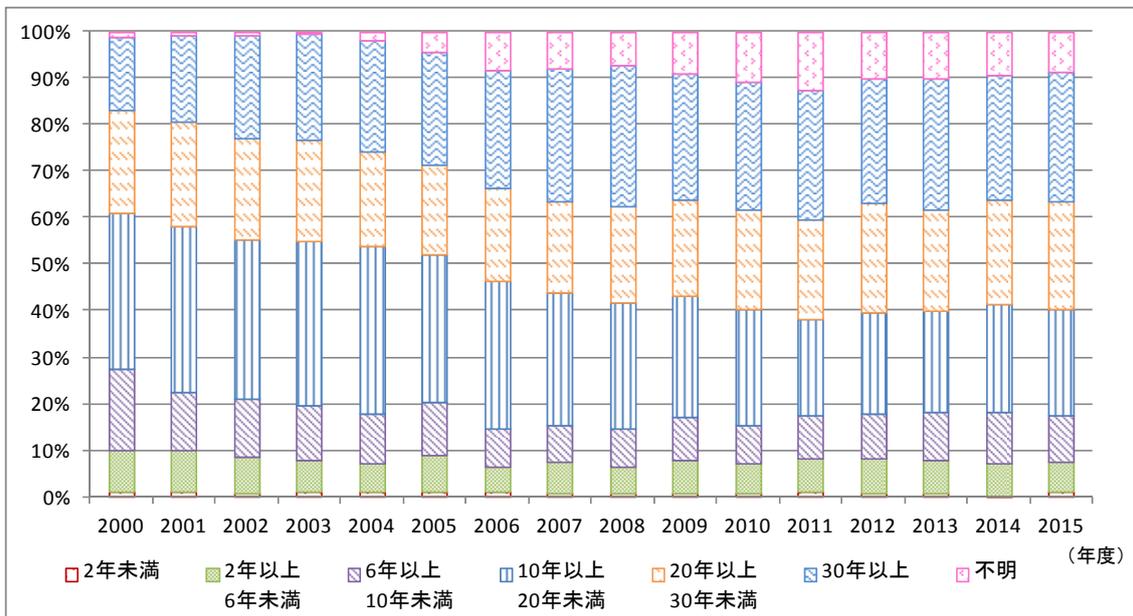
図表 12 は建設業の営業年数別の倒産割合の推移を表したものであるが、2000 年度から 2008 年度にかけて営業年数 20 年以上の階層の割合（不明を除外した割合）は 17%ポイント上昇し、その後は横ばいで推移しており、2008 年度までに営業年数の長い企業の倒産割合が高まってきたことがわかる。同時期に建設投資額は 30%程度減少し、建設業の利益率も低かったことから、保有固定資産の少ない建設業においては長年にわたる利益の低迷・赤字が経営を圧迫し倒産につながったのではないかと推測される。

図表 11 資本金規模別倒産確率



(出典) 企業共済協会「企業倒産調査年報」、国土交通省「建設業許可業者数調査」を基に当研究所で作成

図表 12 営業年数別倒産推移



(出典) 企業共済協会「企業倒産調査年報」を基に当研究所で作成

まとめ

2017年1月に当研究所が発表した「建設経済モデルによる建設投資の見通し」では、2016年度の建設投資見通しを前年度比2.4%増の52兆1,900億円、2017年度の見通しを同0.7%減の51兆8,100億円と予測している。建設投資は2010年度を底に回復に転じ、厳しい財政制約の中でも政府建設投資は一定の水準を維持しつつ、民間建設投資についても堅調に推移をしている。このような状況下において、建設企業の経営環境は着実に改善してきており、利益率は過去10年間で最も高い水準で推移している。

こうしたことから、建設業の倒産件数は減少し、倒産確率も低下を続けてきているが、その要因としては建設投資額の増加もさることながら、売上高経常利益率の上昇がより大きく影響しており、建設業の倒産は利益率変動によるところが大きいと推測できる。

建設投資額の変動、資材価格の上昇、将来の担い手不足等、建設業を取り巻く経営環境には不確定要素も多く、減少傾向にある倒産件数が再び増加に転じる可能性は否定できない。自然災害の多い日本では建設企業が災害への対処と復旧・復興の中で非常に大きな役割を果たしてきている。このように、建設産業が地域社会と経済の重要な一部分を担っていることを思えば、建設企業の倒産が地域経済に及ぼす影響は大きく、今後もそれぞれの地域において、建設産業の健全な発展が是非とも必要であると考えられる。

建設市場が堅調さを維持し利益率改善という好循環の中にあるこの機会を活かし、より一層採算性を重視した受注活動による本業の採算改善とともに、市場環境の変化にも対応できる人材の確保・育成や設備投資等の経営基盤の強化により、倒産を未然に防止し長期的に安定した経営を続けていくことが必要であると考えられる。

(担当：研究員 小田 雅哉)

Ⅲ. 建設関連産業の動向 —屋根工事業—

今月の建設関連産業の動向は、建設業許可 29 業種のひとつである屋根工事業について概観し、今後の課題や展望についてレポートする。

1. 屋根工事業の概要

建設業許可 29 業種のひとつである屋根工事業とは、「瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事⁶」を行うものである。これについて、国土交通省では、建設業許可事務の取り扱いについて、次のとおり示している⁷。

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
- ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

具体的には、建物の主要構造部のひとつである屋根を、屋根材を用いて仕上げる工事であるが、屋根上での「高所作業」と屋根材を屋根に上げる「肉体労働」を伴い、また屋根材を現場で加工などを行って納める「職人技術」、屋根材と雨仕舞いに関する「専門知識」が必要とされる。

屋根をふく材料には、スレート系（化粧スレート、天然スレート）、セメント系（厚形スレート、コンクリート）、粘土系（陶器瓦、無釉瓦）及び金属系（ガルバリウム銅板、銅板など）などに分類され、素材や形状は多岐にわたる。

2. 業者数及び従業者数の推移

ここでは、国土交通省が公表している「建設工事施工統計調査」から、データの存在する直近10年における⁸屋根工事業を営む業者数及び従業者数の推移を見ていく。まず、業者数について、図表1は、建設業許可を受け、かつ、年間の工事实績がある「屋根工事業」及び「金属製屋根工事業」の業者数と建設業者総数の推移を示したものである。この調査結

⁶ 「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」昭和47年3月8日建設省告示第350号、最終改正昭和60年10月14日建設省告示第1368号

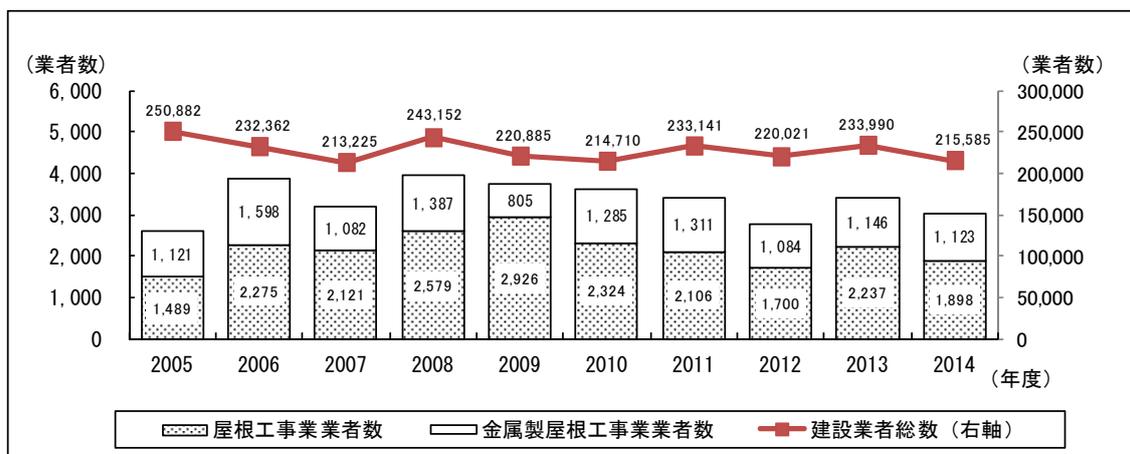
⁷ 「建設業許可事務ガイドラインについて」平成13年4月3日国総建第97号、最終改正平成28年5月17日国土建第99号

⁸ 建設工事施工統計調査は、毎年3月末に2年前の年度データが公表される。従って、本稿執筆時（2017年3月上旬）においては、公表されている最新のデータは2014年度となる。

果における工事業者数は、調査年度内に実際に工事実績のあった企業数である。建設工事施工統計調査では、「屋根工事業（金属製屋根工事業除く）」及び「金属製屋根工事業」に分けて集計が行われている（以下、本文中に「屋根工事業」、「金属製屋根工事業」とかぎ括弧付きで表示するものは、同調査の定義に従う）。

これによれば、「屋根工事業」、「金属製屋根工事業」ともに、周期は異なるものの、増減を繰り返している⁹。また、建設業者総数の推移と「屋根工事業」及び「金属製屋根工事業」の推移には、やや異なる傾向がみられる。

図表1 屋根工事業業者数および金属製屋根工事業業者数と建設業者総数の推移

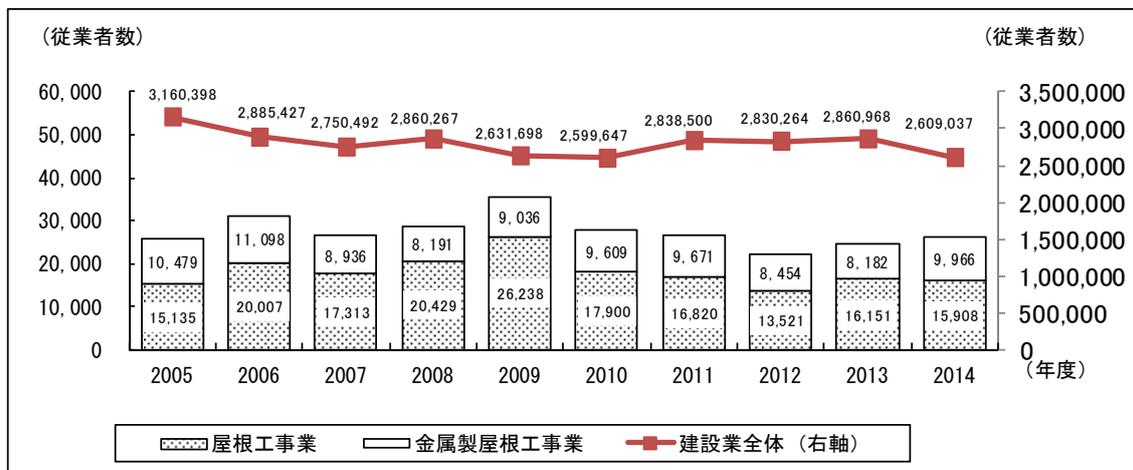


(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」

次に、従業者数の推移については、図表2に示すとおりである。「屋根工事業」及び「金属製屋根工事業」共に減少傾向となっていたが、「屋根工事業」は2013年度、「金属製屋根工事業」は2014年度に大きく増加した。また、業者数と同様に、建設業全体と「屋根工事業」及び「金属製屋根工事業」の推移には、やや異なる傾向がみられる。

⁹ 「建設工事施工統計調査」は、毎年度の値の振れが大きい統計であるため、分析に当たっては注意を要する。同統計を使用した後掲の図表についても、同様である。

図表 2 従業者数の推移

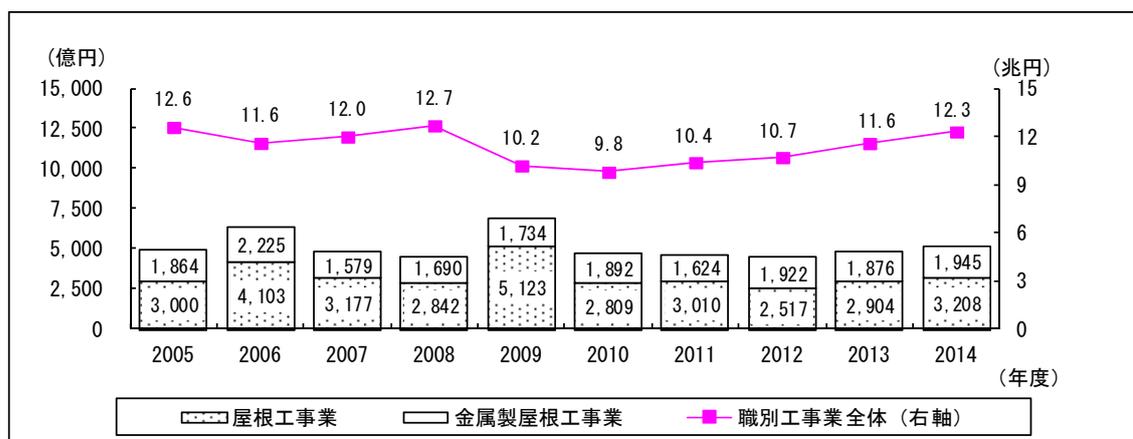


(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」

3. 完成工事高の推移

屋根工事業の完成工事高について、推移などを概観する。図表 3 は、「屋根工事業」及び「金属製屋根工事業」の完成工事高と職別工事業¹⁰全体の完成工事高の推移を比較したものである。直近 10 年間の推移を見てみると、職別工事業全体が 2008 年度から 2010 年度にかけて減少し、2011 年からは増加の傾向であるのに対し、「屋根工事業」は 2012 年度までは増減を繰り返し 2013 年度以降は増加傾向、「金属製屋根工事業」は、2007 年度から 2010 年度にかけて増加し、2011 年度に大きく減少、2012 年度に大きく増加し、以降は 1,900 億円前後で横ばいと、やや異なる動きが見られる。

図表 3 完成工事高

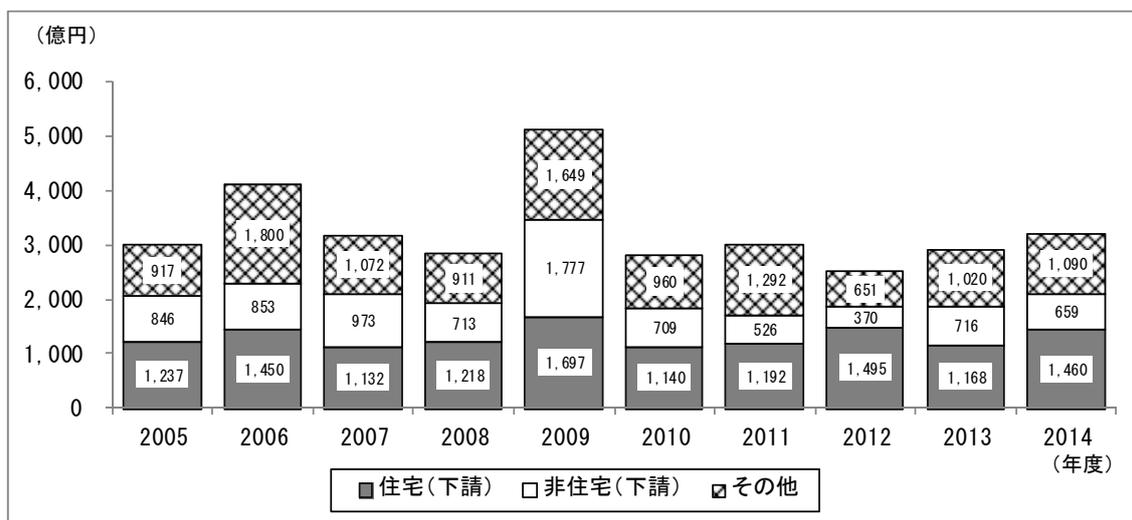


(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」

¹⁰ 専門分野の施工を行う業種で、総合工事業の下請として工事に参画することが多い。「建設工事施工統計調査」では、「屋根工事業」や「金属製屋根工事業」を含む 16 業種が該当する。

図表4は、「屋根工事業」の完成工事高の内訳を示したものである。凡例の「その他」には、各種の元請工事及び住宅・非住宅のいずれにも該当しない下請工事が含まれている。2011年度以前と比べて、2012年度以降は住宅(下請)の占める割合がやや高くなっている。

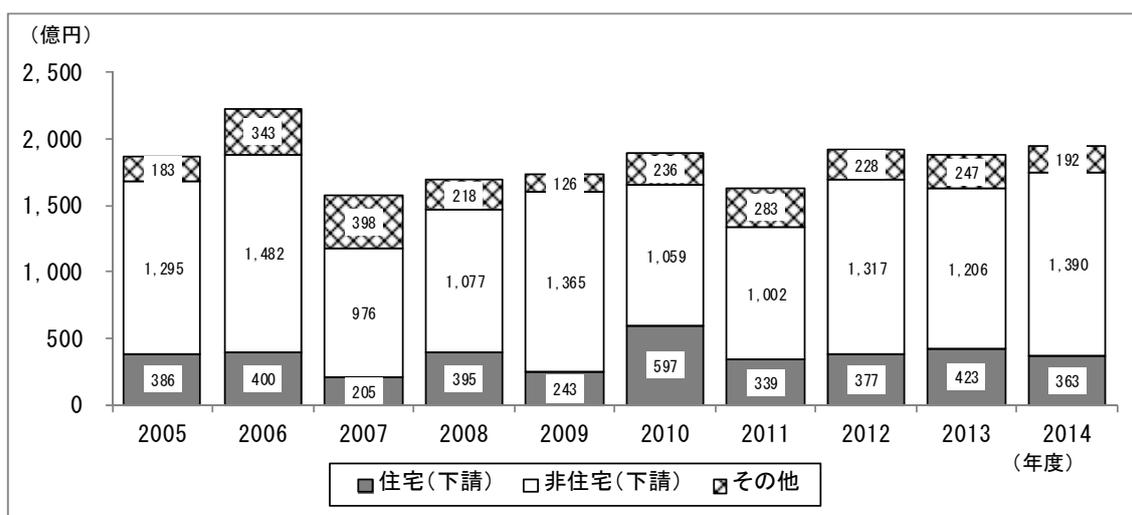
図表4 屋根工事業の完成工事高の内訳



(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」

一方、「金属製屋根工事業」の完成工事高の内訳を見てみると、図表5のとおりであるが、非住宅建築(下請)の占める割合が最低でも2010年度の56%(全体:1,892億円、非住宅建築(下請):1,059億円)と過半を占めており、「屋根工事業」とは対照的である。

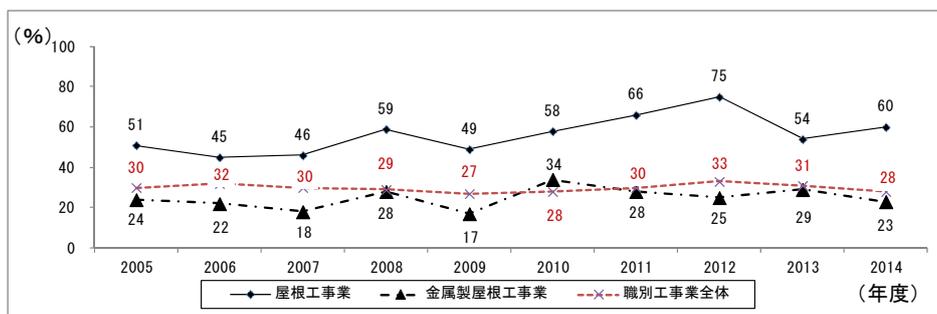
図表5 金属製屋根工事業の完成工事高の内訳



(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 6 は、完成工事高に占める住宅（元請及び下請の合計）の比率を、住宅依存率として示したものである。「屋根工事業」の住宅依存率は、2010 年度以降、上昇傾向であり、2013 年度には低下したが、2014 年度には再度上昇しており、「金属製屋根工事業」、職別工事業全体と比較しても高いことが「屋根工事業」の特徴である。

図表 6 業種別の住宅依存率

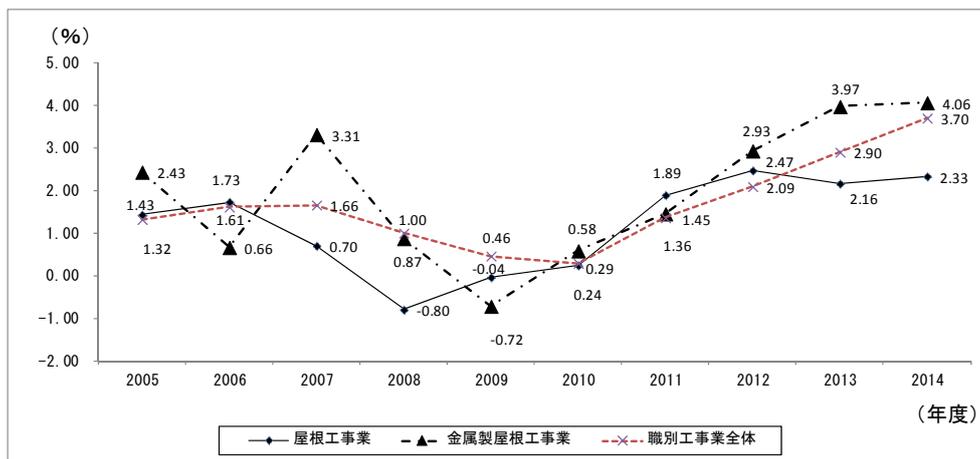


(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」

4. 営業損益の推移

図表 7 は、完成工事高営業利益率¹¹の推移を示した¹²。特に「金属製屋根工事業」では変動が大きい。しかし、図表 8 にあるように、「屋根工事業」、「金属製屋根工事業」ともに、他の職別工事業と比較して、特に収益性が低いとはいえない。

図表 7 完成工事高営業利益率



(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」

¹¹ 業種ごとの営業損益を完成工事高で除して算出した。建設業における複数業種の施工や、建設業以外の兼業を考慮していないので、個別の法人・個人の売上高営業利益率とは合致しない。

¹² 年度ごとの変動の要因には、「建設工事施工統計」が毎年度の値の振れが大きい統計であることも関わっている可能性があるため、注意を要する。

図表 8 各職別工事業の収益状況

職 種	10年間の完成工事高営業利益率平均
大工工事業	0.41 %
とび土エコンクリート工事業	1.86 %
鉄骨工事業	1.76 %
鉄筋工事業	0.71 %
石工事業	2.30 %
煉瓦タイルブロック工事業	1.45 %
左官工事業	0.62 %
屋根工事業	1.21 %
金属製屋根工事業	1.95 %
板金工事業	1.64 %
塗装工事業	1.60 %
ガラス工事業	2.50 %
建具工事業	1.74 %
防水工事業	1.54 %
内装工事業	1.62 %
はつり解体工事業	1.62 %

(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」

(注1) 完成工事高営業利益率は毎年度の数値の単純平均

(注2) 10年間は2002年度から2011年度

5. 今後の課題と展望

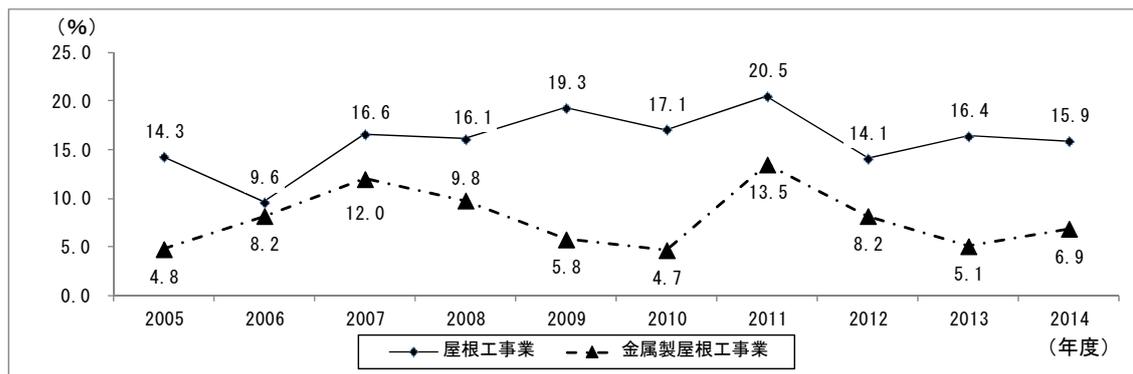
先述のとおり、「屋根工事業」は住宅建築を主な市場としている。この住宅建築の市場環境は、2008年度後半からのリーマンショックの影響を受けて、新設住宅着工戸数が大きく減少したが、2013年度までには、4年連続で増加した。「建築着工統計調査(国土交通省)」によると、2014年度は、5年ぶりに減少に転じ、2015年度は、消費税増税反動減からの回復、相続税の節税対策による貸家の着工増等の要因により再度増加した。2016年度も、相続税の節税対策による貸家の着工増、日銀のマイナス金利政策等の要因により、引き続き増加が見込まれるものの、2017年度は、相続税の節税対策の貸家着工の減少により、新設住宅着工戸数は減少する可能性がある。

一方、「金属製屋根工事業」は非住宅建築を主な市場としているが、この非住宅建築の市場環境については、「建築着工統計調査(国土交通省)」によると、2015年度の着工床面積は、店舗の着工床面積減少等が影響し、2年連続の減少となった。

また、図表9は、直近10年間の完成工事高に占める維持修繕工事の割合の推移を示したものであるが、「屋根工事業」は2007年度以降、15%~20%の高い水準を維持している。「金

「金属製屋根工事業」は2011年度に大きく割合が伸びており、2012年、2013年と減少したが、2014年度は再度増加している。屋根は、経年劣化していくものであり、必ず維持修繕が必要となるため、維持更新投資は、建築ストックの築後経過年数の状況に影響を受ける。維持修繕工事の需要は常に一定程度存在するということがいえる。今後、維持更新投資は増加すると考えられる。

図表9 完成工事高に占める維持・修繕工事の割合



(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査報告」

屋根工事業においては、少子高齢化のため、長期的に新設住宅の減少は不可避と思われるが、今後は維持修繕分野の成長が見込まれるだろう。また、近年の「省エネ」、「エコ」、「耐震」及び「美観・景観」に対する意識マインドの向上に伴う需要増加に期待したい。

これらの要因を活かすためにも、屋根工事業者としての技術及び技能の向上が必要である。建設技能労働者熟練者の高齢化が進む業界において、一方では、工程の自動化・省力化を図ると共に、他方では、20歳代から30歳代の中堅・若手技術者の確保と、高度な技能の承継を図り、業界全体が活性化されることを期待したい。

(担当：研究員 登坂 浩功)

編集後記

早いもので、今年も3月を終え、2017年度を迎えようとしている。年度末のこの時期と言え、プロ野球開幕である。今年はWBCで既に盛り上がっている方も多いかと思うが、昨年リーグ優勝を決め、2年連続の優勝が期待される広島東洋カープや、金本監督勝負の2年目となる阪神タイガースをはじめ、2017年プロ野球の開幕直前の各球団の最新情報が気になる時期である。

さて、2016年はプロ野球界にとっては、コリジョンルールが適用されるなど、大きな転換期であったと筆者は考えている。導入初年の昨年は、適用判断基準などをめぐり、リーグへ質問書が提出されるまでに至った事例もあり現在も賛否両論がある。しかし、ルール適用の本来の目的は選手を守るためであり、こういった処遇改善策がゲーム進行の妨げにならないよう、2017年は適切なジャッジ、運用が求められる1年になってくる。さらに、走者が野手にケガをさせかねない併殺を阻止するための危険なスライディングが禁止されるといったルールも、2017年から新たに適用される。

また観客動員数においては、2016年は12球団観客動員数で2498万1514人であり、2004年に2445万人と最高記録を更新して以来12年ぶりの高水準であった。プロ野球ファンとしては、チケットが取りづらくなってしまいうため少々複雑な気持ちではあるが、球場でこそ味わえる雰囲気をもっと多くの人に知ってほしいと思う。

建設業界に目を向けてみると、2016年度の建設投資は、日本プロ野球界と同様に2004年の52兆円8,246億円以来の12年ぶりの高水準が予測されている(研究所では2004年以來の52兆円台を予測している)。2017年度は、貸家着工の動向や、2016年度には安定していた資材価格や労務費の動向にも注視が必要になってくるであろうが、2016年度と同様の水準が期待されている。

また、処遇改善の面でも野球界との同様に大きな転換期であると考えられる。2017年度は社会保険未加入対策の目標期限でもあり、社会保険未加入対策も重要な局面に入ってくる。国土交通省では、2017年度までに企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指しているが、昨年末に開催された第7回の社会保険未加入対策推進協議会では、直轄工事で進めてきた元請企業や1次下請企業への排除措置に続き、2017年4月から、対策の強化として2次以下への対応に踏み切る方針を明らかにしている。その他にも建設産業政策会議が昨年末から開催されるなど、担い手確保や働き方といった視点での議論が深まっていくことが期待される。

さて、先日WBCでサムライジャパンが無傷の6連勝を成し遂げ、全勝優勝へと期待がかかるが、2020年の東京オリンピックにおいては、3大会ぶりに野球が復活する。2020年やその先を見据え、今シーズンが両業界にとって良いシーズンであることを期待したい。

(担当：研究員 栗山 直之)